

# 最低資本金制度の経済的意義

北海道大学教授 濱田 康行

小樽商科大学助手 齋藤 一朗

1990年の商法改正により、株式会社と有限会社に最低資本金制度が導入された。これにより新規の設立はもとより、最低資本金を満たしていない既存の株式会社・有限会社もまた1996年3月までにこれをクリアしなければならない。小稿では、わが国の企業の大多数が抵触するであろう最低資本金制度の背景・意義・影響について、経済学的な視角から若干の考察を加える。

## 1. はじめに

周知のように、1990年の商法・有限会社法の改正では、中小企業の経営実態と法制度との調和を図る一環として最低資本金制度が設けられた。これによって、1991年4月1日以降に設立される株式会社については最低資本金1,000万円、同じく有限会社については300万円と定められたのである。また、改正前に設立された既存の会社については、5年間の猶予期間を設けて、1996年3月31日までに最低資本金をクリアすることを求めている。

だが、施行からおよそ4年半を経過した今日、未だに数多くの企業がこの最低資本金を充足していないといわれている。もっとも、こうした

実情を踏まえて、最低資本金をクリアするための方法や税務上の取り扱い等に関する論稿もいくつか発表されている。そこで、小稿ではこうした実務的な視角からではなく、経済学的な視角から最低資本金制度の意義について若干の考察を加えることにしよう。

## 2. 最低資本金制度の背景

1993年の国税庁「税務統計から見た邦人企業の実態」によれば、わが国に現存する全会社数(休眠及び清算中の会社を除く)は234万4千社、うち株式会社は112万5千社、有限会社は115万5千社にのぼる。ちなみに、同族・非同族区分ではこれらの9割以上が同族会社であると推察される。そうしたなか、今般の最低資本金制度の導入により増資あるいは組織変更を迫られるであろう資本金1,000万円未満の株式会社は56万3千社、同200万円未満の有限会社が29万3千社(同200万円以上300万円未満については不詳)ある。

まずは、これら大多数の株式会社・有限会社を対象とする最低資本金制度がどのような視角から要請されたものなのか、その導入の歴史的

な背景からみることにしてしよう。

そもそも株式会社・有限会社は、その規模の大小を問わず、株主・社員の有限責任制（＝会社債権者に対する間接責任）を原則に、資本の量的制約を打開し集中を促進する企業形態である。このため、株主・社員は出資を限度とする有限責任を負うにすぎず、会社債権者にとっては会社財産だけが自己の債権の担保となる。そこで、株式会社・有限会社には有限責任制を享受する代償として、「債権者保護」の観点から会社財産の確保と維持が求められるのである。

ところで、最低資本金の法制化の意義として語られるところの「債権者保護」の歴史は古く、その萌芽は1673年にルイ14世が制定した「商事王令 (Ordonnance de Commerce)」に見い出すことができる。それは、詐欺的な破産の防止を目的にすべての商人に対して帳簿の登記と財産目録の作成を強制するものであった。その後、19世紀の半ばのイギリスでは、周期的な景気循環に伴う会社倒産と相まって、泡沫会社の詐欺的な設立・破産が頻発し、大きな社会問題となった。J. パトリックによれば、1862年から1904年までに設立された87,821社のうち50,534社が倒産したという<sup>1)</sup>。こうしたなか「債権者保護」の精神はいくつかの曲折を経て、その時々の英国会社法の会計・監査規定に反映されていた<sup>2)</sup>。「資本の充実・維持」「資本と利益の区分」が会計原則として確立した所以である<sup>3)</sup>。

わが国の商法においても、「債権者保護」の姿勢は制定以来貫かれている。すなわち、資産価値の過大表示を防ぐ目的で、旧法(1890年制定)も新法(1899年制定)もともに、「当時ノ相場又ハ市場価値」による資産評価を求めていた。さらに、1911年には日露戦争後の泡沫会社の乱立に対処するための改正が行われ、時価以下主義の採用というかたちで「債権者保護」がより一

層強化された。なお、現行の原価主義による資産評価は1962年の改正に基づいている<sup>4)</sup>。

だが、こうした会計原則の確立だけでは「債権者保護」の実効性が必ずしも保証されないのもまた事実である。この意味で、最低資本金制度は破産を巡る「債権者保護」の歴史の延長線上にあって、資本金の債権担保機能の量的強化を通じて「債権者保護」に実効性を付与するひとつの制度インフラとして捉えられる。

### 3. 「債権者保護」の経済的意義

次に、最低資本金制度を含む「債権者保護」の経済的意義について考えてみよう。債権・債務が発生するのは、商取引が信用取引の形態を以て行われるからにはほかならない。これは、信用取引によって、商品の購入主体には販売期間に見合う投下資本の節約が、売却主体には売却の確定による準備金の縮小がもたらされるからである。このとき、債権者である販売主体の主たる関心は、専ら将来の支払いが約束通り履行されるか否かに払われるであろう。だが、そこには貸し倒れの可能性が必然的に伴い、その存在が信用取引の成立を困難なものとしている。

もし、販売主体が貸し倒れの可能性を押し測ろうとするならば、購入主体の支払い能力や支払い努力についての情報を入手する必要がある。もちろん、それには費用が伴う。しかも、たとえ貸し倒れの可能性がどのくらいあるかを明らかにしたとしても、なお購入主体の将来収入に関する不確実性は残る。それゆえ、信用取引を円滑に成立させるためには、何らかの方法でこの困難を緩和・克服する必要がある。

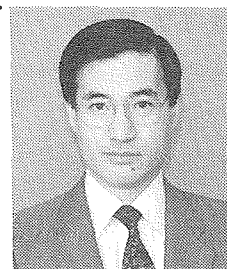
ここに、会計・監査規定に依拠した「債権者保護」の経済的意義が見い出せる。すなわち、会計原則の確立とそれに基づく会計情報の作

成・開示・監査は、商取引に付随する情報の偏在と不確実性をより少ない費用で緩和し、債権者が負うべきデフォルト・リスクを推定するための意思決定インフラとして存在するのである。そのうえで、「事業の利益を享受する者はまた、その事業の損失を負担してしかるべき」という事業観<sup>9)</sup>が、自己資本に対して債権変動のリスク・バッファ機能を要請するのである。

しかし、こうした会計的なインフラの整備を以てしても、実際に維持・確保すべき自己資本が業容に比して余りに低ければ、「債権者保護」の実効性はほとんど期待できない。そこで、これを是正するために導入されたのが、今般の最低資本金制度である。

では、最低資本金制度の経済的意義はどこに見出すことができるのだろうか。ごく簡単に述べれば、それは小規模・泡沫会社の排除を通じた株式会社制度の健全化にある。すなわち、株式会社そのものが極めて容易に設立できる状況においては、会社設立の動機が株式会社本来の趣旨からかけ離れ、わが国においては税負担の軽減がその主たる動機となってきた。このため、資本金は本源的な資金調達手段というよりはむしろ設立のための方便にすぎない。とはいえ、会社に対する社会的信認から、それは負債性資金導入のレバレッジとして機能してきたのもまた事実である。節税目的と並んで信用利用目的が会社設立の動機となってきたのはこのためである。こうした設立の動機に加えて、決算公告制度が形骸化した今日、会社に対する「債権者保護」のインセンティブは働きにくい。株式会社形態の濫用が制度そのものの形骸化をもたらしているのである。それゆえ、最低資本金制度には制度濫用的な会社設立をコスト面から排除し、株式会社形態における「債権者保護」の実効性を確保することが期待されている。

濱田康行(はまだ やすゆき)  
1948.3.12生 神奈川県出身  
72.3東北大学大学院博士課程  
修了 同.4久留米大学講師  
74.4同助教授 82.4北海道大  
学助教授 経済学博士 91.8  
同教授



齋藤一郎(さいとう いちろう)  
1962.5.12生 北海道出身  
85.3東北大卒 同.4第一勤  
業銀行入行 91.5退職 94.3  
北海道大学大学院修士課程修  
了 同.4小樽商科大学助手  
北海道女子短大非常勤講師、  
小樽女子短大非常勤講師



#### 4. 最低資本金制度と 創業支援政策

最後に、こうした背景・意義をもつ最低資本金制度の影響を、今日の中小企業政策の中心テーマである“創業支援”との関連で考えよう。

昨今の“創業支援”の背景には、10年程前に比べて7%から4%に低下した開業率があることは言うまでもない。通産省は、1989年に新規事業法を立案したのに続いて、本年には中小企業創業活動促進法を成立させ、すでに法律の実施に向け各地で説明会を行っている。これに呼応するかたちで、政府系金融機関は一斉に“新事業・創業融資”を始めた。労働省は“女性のための起業セミナー”を企画するなど、運動は拡がりをみせている。

なぜ、いま“創業支援”が注目されているのだろうか。歴史を振り返ってみると、かつてわが国の中小企業政策は創業にはさほど熱心ではなかった。むしろ、中小零細企業の協同化を進めてきたのである。日本の中小企業の本流は、高度化政策であり組織化政策であったのだ。

先の問いの答えは、一言で言えば“不況”で

ある。長期化する不況が伝統的な景気対策に次々と疑問符をつけ、まさに消去法の帰結として出てきたのが“創業支援”である。とはいえ、開業率の上昇と経済成長の間に、はっきりとした相関は認められない。少なくとも、わが国ではそうである。ただ、米国の景気回復の要因のひとつに“創業の活性化”があるのではないかという推測がある。最近では日本経済の構造不況説も有力となりつつあるが、ではどのような新しい構造が望ましいのかというと、はっきりしない。漠然としたなかで効きそうな薬として“創業支援”が期待されることとなった。

こうした状況のなかで、ひとつの問題が浮かび上がる。それは、最低資本金を定めるということと、“創業”を支援する運動との相克である。商法の改正は、ずっと以前に決まったことだが、“創業支援”などというのは一過性のファッションだといってしまうればそれまでだ。しかし、政府の提示した方針が、全く別々の方向を示しているのは、やはり問題であろう。

開業を阻止する最大の外的要因は、近年の著しい開業資金の高騰であろう。国民金融公庫の調査では、不動産関連コストを除いた1993年の開業資金は1,800万円程である。この数字からすれば、株式会社の最低資本金が1,000万円というのは無理のないラインのように見える。しかし、1,800万円は平均である。スタート時のコストが比較的少ないであろうと考えられるサービス業などで、しかも地方に立地するものについてはどうであろうか。

また、ニュービジネスに融資したり、これと取引関係をもつことは、当初からリスクを覚悟してのことでもある<sup>6)</sup>。債権者が不正な創業から保護されなければならないのは当然としても、リスクを敢えて引き受ける新しいタイプの債権者の出現という経済上の現実と、法の世界

の整合性が今後問われるかも知れない。

注1) J. Patrick, 'Development of the profession' (in R. Brown (ed), *A History of Accounting and Accountants*, 1905) p.325

注2) 近代会計制度が確立するに至る経緯については、友岡賛『近代会計制度の成立』(有斐閣、1995年)が詳しい。ちなみに、1879年会社法による会計・監査強制規定の再導入(最初にこの規定を設けたのは1844年法であり、その後の1856年法・1862年法においては任意規定化されていた)の契機がシティ・オブ・グラスゴウ銀行の破産事件—預金に対する高金利の付与と収益性の高い投資を梃子にした積極的な拡大策とその破綻を隠蔽する粉飾決算、自己株式の購入による株価の維持—によって与えられたことは、今日的にも興味深い(同書 P.35~40)。

注3) 自由主義者J.S.ミルも、最低限の「債権者保護」として、法による資本維持の強制と営業状態の開示を求めている。いわく「法律は、有限責任の株式会社のすべてから、ひとりそれらの会社がそれをもって営業を行うと称する資本額が、実際に払い込まれるか、あるいはそれに対する保証が与えられることを(もしも営業状態の完全な公開の下で、このような要求が必要となったならば)要求し得ることとなっているばかりでなく、また会社の業務のその時々状態をいつでも確かめることができ、またその人たちが取り結ぶ約束にとって唯一の保証である資本が今もなお減少させられることなしに維持されているかどうかを知ることができるようにするために、種々の勘定が記帳され、かつ個々の個人もそれを調べ得るようにしておき、必要があれば世間へ公表するようにすること、そしてそれらの勘定の真実性を適当な罰則によってまもることもできるのである」(末永茂喜訳『経済学原理』(岩波文庫、1959年~63年)第5分冊 p.210)。

注4) わが国の会社法の沿革については、さしあたり河本・岸田・森田・川口『日本の会社法(新訂第1版)』(商事法務研究会、1995年)第1部V、会社法の沿革を参照されたい。

注5) 友岡前掲書、p.115。

注6) J.S.ミルはいう。「このような(有限責任制を採用…筆者)会社が取引をする相手方となるべき部類の人々は、一般に完全に自分で自分を衛りうる人々であって、したがって、いやしくも虚偽の宣伝がなされるのでなく、またその人たちがなにを信用すべきかを最初から知っている限り、その人たちが自分たちの利益を自分たち自身で衛る以上に、法律がその人たちを衛らなければならない理由は、なにもないように思われる」(前掲 p.210)。 □